

メーカー自主試験の留意事項について（農薬試験）

1. 自主試験の範囲

農薬メーカーが自主試験を希望する場合、薬効・薬害試験、官能検査の試料採択（ただし、喫味調査は J T が行う。）のいずれも実施を可能とします。

2. 了解事項

- ・ 葉たばこ財団（以下「財団」）へ必ず事前の相談をして下さい。（事前のご相談なく行われた試験の成績については、成績検討会への提出及び有識者による結果の評価はできません。）
- ・ ヒアリングの際、自主試験が難しいと判断された場合には、財団での試験を推奨させていただく場合があります。
- ・ 以下は、実施にあたっての概要です。
 - ① 専門委員とメーカー共同による試験計画の策定を行います。
 - ② メーカーの責任で財団の試験実施要領に基づいた試験を実施します。
 - ③ 試験成績書は、財団指定の様式に取りまとめます。
 - ④ 作成完了した試験成績書については、期日までに財団へ報告願います。
（財団と細部の調整を行います。）
 - ⑤ 試験成績発表はメーカーが行います。
 - ⑥ 財団において有識者による成績検討、結果の審査を行います。
 - ⑦ 公開公報で試験成績を公開します。

3. 経費

- ・ 自主試験、成績書作成に係る経費は、すべてメーカー負担です。
（たばこ種子は、財団を通して J T へ譲渡依頼をします。（無償））
- ・ 財団での手数料として、「メーカー試験に係る手数料」を徴収いたします。
※試験負担金をご参照下さい。
- ・ 試験中に、必要に応じて専門委員等が出張した際の費用はメーカー負担です。

4. その他

- ・ たばこの作でき等により、試験が成立しない場合があります。
- ・ 現地のたばこ農家等による指導は構いませんが、指導者の紹介等はいりません。
- ・ たばこ耕作農家ほ場での試験を検討される場合には、必ず事前にご相談願います。
- ・ 試験期間中の専門委員等への試験地確認要望には、対応できない場合があります。
- ・ たばこ種子、生葉の管理・処分は確実にお願いします。
- ・ 試験に際しては、土壌残留等の環境への負荷に配慮して下さい。
- ・ 試験依頼時に、必要例数（FAMIC確認）とともに、自主試験希望例数をご相談下さい。

メーカー自主試験の留意事項について（機械・乾燥試験）

1. 自主試験の範囲

機械・乾燥機メーカーが自主試験を希望する場合、葉たばこの品質及び原料信頼性に影響を及ぼさないと専門委員が判断する機器について自主試験を可能とします。

以下の機器類は、原則、当財団への委託試験となります。

- ① 専用農薬散布機（接触剤、農薬登録上使用方法の変更を伴うもの等）
- ② 乾燥機（品質確認）
- ③ 機械収穫機（収穫葉の損傷、ロスの確認）
- ④ 異物混入が懸念されるもの
- ⑤ 現行の栽培法、作業法の変更を伴うもの
- ⑥ たばこ生育への影響が懸念されるもの 等

2. 了解事項

- ・ 葉たばこ財団（以下「財団」）へ必ず事前の相談をして下さい。（事前のご相談なく行われた試験の成績については、成績検討会への提出及び有識者による結果の評価はできません。）
- ・ ヒアリングの際、自主試験が難しいと判断された場合には、財団での試験を推奨させていただく場合があります。
- ・ 以下は、実施にあたっての概要です。
 - ① 専門委員とメーカー共同による試験計画の策定を行います。
 - ② メーカーの責任で財団の試験実施要領に基づいた試験を実施します。
 - ③ 試験成績書は、財団指定の様式に取りまとめます。
 - ④ 作成完了した試験成績書については、期日までに財団へ報告願います。
（財団と細部の調整を行います。）
 - ⑤ 試験成績発表はメーカーが行います。
 - ⑥ 財団において有識者による成績検討、結果の審査を行います。
 - ⑦ 公開公報で試験成績を公開します。

3. 経費

- ・ 自主試験、成績書作成に係る経費は、すべてメーカー負担です。
- ・ 財団での手数料として、「メーカー試験に係る手数料」を徴収いたします。
※試験負担金をご参照下さい。
- ・ 試験中に、必要に応じて専門委員等が出張した際の費用はメーカー負担です。

4. その他

- ・ たばこの作でき等により、試験が成立しない場合があります。
- ・ メーカー内ほ場での試験実施も可能です。（たばこ種子は J T を通じて譲渡します。）
- ・ 試験期間中の専門委員等への試験地確認要望には、対応できない場合があります。